

2007年1月 No.466

# 京都の福祉

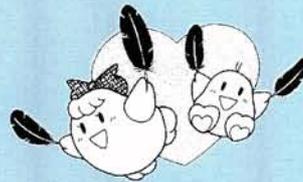
発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 森 育 寿

http://www.kyoshakyo.or.jp



## 主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…年頭あいさつ
- 3面…「高齢者見守り隊事業」七市町社協の取り組み
- 6面…NPO法人活動の紹介 とんかち
- 8面…障害者自立支援法についておもうこと⑥



城陽青谷梅林

## もえくさ

皆様、新年あけましておめでと〜ございませう。本年もよろしくお願ひします。

さて、二〇〇六年の「今年の漢字」は、「命」でした。一昨年の「愛」が、明るい方向への人々の願いが込められたものであったはずが、介護殺人や虐待死・いじめ自殺などの痛ましい事件が後を絶たず、とうとう「命」の大切さを改めて確かめ合わねばならないところまで来たということでしょうか。▼昨夏、OECD(経済協力開発機構)が発表した加盟国の「相対的貧困率」(平均所得の半分以下の比率)で、日本は

米国に次いで世界第二位となり、流行語にもなった「格差社会」に警鐘を鳴らされました。また、「ワーキングプア」の増大が社会問題として大きく取り上げられ、衝撃を与えられたところです。なお、OECDの統計には「社会的孤立度」(家族以外の人と会わない割合)を表す調査結果があり、こちらは日本がトップに位置しており、我が国は先進国の中で社会的孤立の度合いが最も高い社会ということになっています。▼こうした貧困と社会的孤立が、日本社会のいまの現実の底流にあるのだとしたら、これを乗り越える社会的な取り組み、地域における「今日的なつながり」づくりが、いよいよ切実に求められているといえます。

▼社会福祉政策の基本は「自立支援」といわれますが、「自立」を支える経済的基盤や生活支援、そして日常的に心の通い合う人間関係などが乏しければ、「自立」の裏側にある「孤立」への道に陥ってしまいます。厚生労働省は、来年度新規事業として「孤立死ゼロ・プロジェクト」を創設する方針であり、地域社会の再生をめざした取り組みが大いに期待されます。▼一方、今年には「団塊の世代・二〇〇七年問題」といわれた幕開けの年です。府内の各地でも、たとえば「男の居場所の会」と銘打った退職シニアの「地域デビュー」への新たな取り組みも進みつつあり、これからの希望を持てるコミュニティづくりの展開へと広がってほしいものです。▼今年も皆様方と手を携えて、確かな「自立支援」と「共生の地域社会づくり」へ全力を尽くします。

あけましておめでとうございます。

昨年は、改正介護保険法が全面施行される中で、「利用者が事業所を適切に選ぶための情報提供をするしくみ」として、「介護サービス情報の公表」制度が導入されました。本会は京都府から「指定情報公表センター」として指定され新規事業として取り組んでいるところでございます。

また、認知症の高齢者、知的障害者や精神障害者の方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用や日常的金銭管理を支援する「地域福祉権利擁護事業」についても、京都府内を五つに分けた広域を担当する基幹的協会の方式から、地域性、迅速性等を考慮した各市町村社協単位での実施に発展させ、利用者も大幅に増えてまいりました。

併せて地域住民やボランティアグループはもとより、商店街や企業、NPOなどこれまで社協が十分な関係が築けていなかった団体とも連携をはかり、高齢者への見守り活動、支援活動を、「高齢者見守り隊事業」として市町村社協とともに進めているところでございます。

「安心と希望のある京都のまちづくり」を進めるための、こうした地域活動が展開できますのは、関係各位の温かいご理解とご支援の賜物と深く感謝しております。

さて、ご承知のとおり、社会福祉の構造改革と三位一体の財政改革が進められるも

とで、昨年は「介護殺人」や餓死、自殺など全国各地で痛ましい状況が次々と報道され、セーフティネットである生活保護制度のあり方がすどく問われた年でもありません。

また、利用者負担の問題やサービスの地域格差など多くの課題を抱えながら障害者自立支援法が施行されましたが、障害施設においては報酬単価の減額と日額給付制度への変更等により収入が大幅に減額され、サービスの維持と事業所の存続が危ぶまれる深刻な事態となっております。こうした中、京都府においては緊急支援策のひとつとして施設の経営安定のための「京都府障害福祉サービス経営資金（つなぎ資金・貸付制度）」を昨年十月に創設され、本会が「融資金貸付事業」として実施してきています。

## 京都府社会福祉協議会 会長 立石 義雄

本会としても、様々な福祉問題を抱える人々のニーズを地域社会でしっかり把握し、人としての尊厳が守られ、安心と希望のある地域社会を築いていくために、より広範なネットワークの構築を図り、先駆的開拓的な新規事業にも意欲的に取り組んでまいり所存でございます。



本年も昨年同様、ご指導、ご協力をよろしくお願いいたしますとともに、新しい年の始めにあたり、皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。

本年も昨年同様、ご指導、ご協力をよろしくお願いいたしますとともに、新しい年の始めにあたり、皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。

## 地域力再生元年…明日へ希望のもてる「京都」のために

京都府知事 山田 啓二



府民の皆様、新年あけましておめでとうございます。

昨年の春、多くの府民の皆様からご信託をいただき、再び府政の舵取りを担わせていただくことになりました。本年も皆様からいただいた期待を胸に、全力を尽くして京都府政を推進してまいりますので、よろしくお願いたします。

振り返りますと、昨年は、経済・雇用情勢に徐々に明るさが増してきた一年でしたが、その一方で、府内でも児童虐待により幼い命が失われるという事件が起きるなど、全国で子どもたちをめぐる痛ましい事件が続発した年でもありました。

京都府としては、事件の経過を徹底的に検証し、その反省の上に立って、二度とこのようなことがないように、全力を尽くす決意を新たにしております。

府政の基本は、何よりも府民の皆様の安心・安全の確保であり、その上に立って、誰もが明日に希望をもって暮らせる京都づくりをしていかなければなりません。そうした観点から昨年は、地域の安心・安全のために、府内の全小学校区で子ども・地域安全見守り隊の結成をお願いし、また、現場警察官や交番相談員を大幅に増員いたしました。さらに、都道府県では初めて、障害者自立支援のため独自の負担緩和策を講じるとともに、医師不足の進む府北部の病院に産婦人科医を派遣するなどの取組を進めてまいりました。こうした安心・安全のための施策に、多くの府民の皆様からご支援とご協力をいただき、改めて心より感謝を申し上げます。

今、私たちの社会は安心・安全の問題をはじめ、教育や家庭の問題、中小企業や農林水産業の振興、環境の保全や文化の振興、地域間格差の問題など、解決しなければならぬ多くの課題を抱えています。とりわけ核家族化や少子高齢化の進行などを背景に、人と人との関係が希薄化し、人々が孤立化する中で、社会を支えてきた地域の力が衰えつつあり、貧富や地域間の格差の拡大がこうした傾向に拍車をかけ、温かく地域の人を見守る社会が失われつつあることが、何より心配されます。

それだけに、京都府としては、地域における信頼と絆の力を再生し、出来る限り人と人とのネットワークを強化し、京都のもつ産学公の力を結集することにより、誰もが明日に希望のもてる社会づくりに、これからも全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

まさに今年を京都府の「地域力再生のための新たなスタートの年」と位置付け、市町村との連携のもと、積極的な施策の展開に努め、文化や環境など京都が古くから育んできた伝統を活かし、東京にはない京都の価値を広く内外に発信していきたいと思っております。

私たちは、北から南までこの豊かで実り多いふるさとに誇りをもち、人と人との信頼と絆を強め、弱い立場にある人々をしっかりと支えながら、「安心・安全、希望の京都」を府民の皆様と一緒につくり上げるため、本年も職員一同、全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

結びに当たり、この一年の府民の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

『平成18年度高齢者見守り隊事業』七市町社協の取り組み

# 高齢者のくらしの安心を支える取り組みが広がっています

## はじめに

近年、高齢者をねらった悪質商法の被害や老老介護を苦にした痛ましい事件、孤独死など、高齢者の暮らしを取り巻く様々な問題が浮き彫りになっています。その背景には、介護や医療等の制度、サービス上の課題や、地域における家族のあり方の変化、ご近所同士のつながりの希薄化などがあり、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が孤立しがちな状況が生み出されています。

これまで京都府内の市町村社協では、高齢者の見守り活動として、友愛訪問活動や日常的な見守り・声かけ活動などを行ってきました。また、個別の生活を支援する活動としては、配食サービスや会食会、ふれあいサロンによる集いの場づくりなどに取り組んできました。

こうした、地域における高齢者やその他支援が必要な人たちを、一人ぼっちにさせない取り組みは、見守り・声かけ・身近な支えあいなど日常生活での住民同士の関わり合いにより、顔の見える関係づくり、小

地域におけるつながりの再構築につながっています。

平成十八年度、京都府社協では京都府の委託を受け、七つの社協とともに「高齢者見守り隊事業」に取り組んでいます。各地域におけるこれまでの取り組みを基盤に、見守り活動と個別の支援のしくみづくりを目指し、小地域福祉活動の推進組織、ボランティアグループ、NPO、民生児童委員協議会、自治会組織、地元商店など様々な組織や人が関わり、地域特性や課題に沿った取り組みをすすめています。

本号では、本年度事業を実施している福知山市、綾部市、宇治市、宮津市、向日市、南丹市、加茂町の各社協の取り組みを紹介します。

## 福知山市

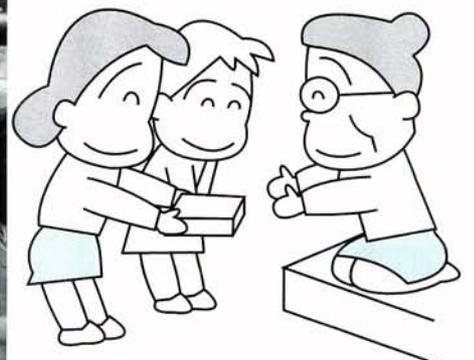
旧福知山市の上六人部地区、旧三和町の川合地区、旧夜久野町の中夜久野地区、旧大江町的美鈴地区の計四ヶ所において実施しています。各地区において、一人暮らし高齢者や移動に制約のある高齢者等を対象

に、民生児童委員やボランティア、地域住民による「高齢者見守り隊」を結成し、お互いに見守りあう関係作りを目指しています。上六人部地区では、地区福祉推進協議会の活動を軸にサロンや訪問など定期的な見守り活動を実施しています。中夜久野地区ではアンケートにより高齢者の声をつかみ、取り組みに活かしています。川合地区では一人暮らし高齢者や高齢者世帯の方の会食会を開催しました。美鈴地区では、草刈、

ゴミ捨て、雪かきなどの個別支援とボランティアグループによるちぎり絵教室などの取り組みを行っています。福知山市社協では、連絡会などにより各地区の取り組みの交流や情報交換を行っています。

## 綾部市

綾部市全域において、一人暮らし高齢者（約千二百人）を対象に、「あしんカード」の登録を活用した日



加茂町のお元気サポーター養成研修の様子

常的な見守りとTを活用した見守りネットワークのしくみづくりをすすめています。市民に「シルバーサポーター養成講座」や

催するなど、見守り活動に必要な情報や高齢者の暮らしの課題の共有をすすめる予定です。

## 宮津市

市内十三地区のうち市街地北西部に位置する西部地区において、「災害時たすけあいネットワーク」に登録している要援護者や一人暮らし高齢者など約五百十人を対象に取り組んでいます。九つの自治会を単位に、日常的な声かけや電気の消灯・郵便受けの様子などの見守り、ふれあいサロンでの安否確認などを展開しています。うち、池ノ谷自治会では、対象の世帯に黄色い旗を毎日ベランダなどにあげてもらうことで安否の確認を行っています。また、金屋谷自治会では、自治会、老人会、民生委員がそれぞれで声かけなどの見守りを行ってきましたが、本事業を機にネットワークを組み、取り組むことになりました。宮津市社協では、災害関係の研修会やサロン活動の講習会を通じ

身近な地域における見守り、支え合いの大切さを伝えるとともに、連絡会等の場において各自治会の情報交換や取り組み内容の共有を行っています。

## 宇治市

市内二十二カ所の学区福祉委員会が行う見守りやご近所による支えあいなどの取り組みから、対象者やサロン、介護予防拠点等の情報を把握・整理し「高齢者見守りマップ」の作成に取り組んでいます。また、市内七ヶ所の学区福祉委員会やNPOを指定し、高齢者を見守る活動の支援を行っています。そのうち木幡学区では、高齢者の閉じこもり防止と地域の子ども達との交流を目的にサロンを立ち上げ、集いの場づくりを行っています。三室戸学区では、老人ホームと協働し給食・配食サービスによる見守りの仕組みづくりに取り組んでいます。宇治市社協では、福祉委員やボランティア、当事者団体、市民等を対象にした講座を開

催するなど、見守り活動に必要な情報や高齢者の暮らしの課題の共有をすすめる予定です。

## 向日市

向日市全域で「福祉安心ネット」として見守りと個別支援のネットワークの構築を目指しています。八つの地区社協を基盤に、地区社協関係者、民生委員、老人クラブなどの「高齢者見守り隊協力員」が、日頃の取り組みを通じた見守り（配食、会食、友愛訪問、防犯ベル設置など）を行っています。

見守り活動で発見されたニーズは向日市社協に連絡され、必要に応じて地区社協、ボランティアグループ、ボランティアなどの「高齢者見守り隊サポーター」に協力依頼を行い、必要な支援（外出支援、ゴミ出しなどのちょっとした生活支援、関係機関への橋渡し等）を行います。さらに専門的な個別支援が必要な方には、ヘルパーや介護福祉士などの資格を活かした専門ボランティアグループ「いきいき八十五」による支援へとつなぎます。向日市社協では、地域福祉活動や見守り活動に係る研修を開催し、団塊の世代への呼びかけも視野に入れています。

## 南丹市

旧日吉町管内において、一人暮らしの高

齢者や高齢者世帯の生活状況を把握し隣近所とのつながりを強めることを目指し、「見守りネットワーク活動」を展開しています。毎月十五日を「あんしん・あんぜんの日」とし、その前後の日に町内にのぼりが並ぶ

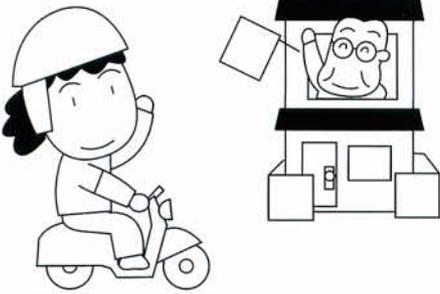


南丹市の「あんしん・あんぜん情報」とグッズ

## 加茂町

中、民生委員や福祉委員らが市社協作成の「あんしん・あんぜん情報」や啓発グッズを手手に、訪問活動や声かけを行います。訪問時には、今後の活動に活かしていくために、把握したニーズや声の記録を大切にしています。また、殿田、五ヶ荘、胡麻郷の三ブロックごとに懇談会や事業連絡会議を開催し、活動状況や課題を共有しています。南丹市社協では、相談にのって欲しい、話し手が欲しいなど個別の声に応える仕組みづくりも視野に入れています。

加茂町全域において、身近な地域で高齢者の見守りや支えあいの輪を広げるため、





# 勇気ある一歩を 支える「安心」

## ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。  
保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

問合わせ・申込先

（福）京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375  
TEL 075-252-6295

取扱代理店 株式会社 S. R. M  
専用ダイヤル 075-822-8613  
引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

三回の準備会を経て、八月に「お元気サポートネットワーク」を立ち上げました。現在二百三十名の「お元気サポーター」が活動しています。お元気サポーターは、主に町社協の配食サービス「お元気弁当」の配達（週一回）を通じ対象者宅を訪問し、声かけや話し相手となる中で困りごとや不安なことをキャッチします。キャッチした声は社協に届けられ、必要に応じて家族やご近所、ボランティア等の協力や、介護保険事業などの福祉サービス、法律相談などの専門機関へつなげます。加茂町社協では、傾聴をテーマにした研修会や先進地域の視察研修などを開催しサポーターを養成しています。四つの小学校区ごとにネットワーク会議を開催し、身近な地域においてどんなことが出来るか、どんな支援が求められるかなどを出し合い、サポーター間の情報共有を行うとともに、より身近な地域における見守りマップづくりなどに取り組んでいます。

### 府内の取り組みを通して

本事業がスタートしてから八ヶ月余りが経ち、各市町村社協には取り組みを通じた声が寄せられています。見守りの対象である高齢者や家族からは、「本当に安心する」「毎週火曜日（見守りの日）が楽しみです」「見守りや話し相手になってもらってありがたい」（家族）というような安心、喜びの声が届いています。また、見守り隊員やサポーターなどの見守る側からは、「生き生きとした表情で話してこられる」「会話することを待ち望んでおられる」「感謝してくださるのでやりがいを感じる」など、活動の必要性ややりがいを実感する声があがっています。

見守り活動は、まずドアをたたくところから始まります。声をかけ、話しをするところ

ちに顔と顔の見える関係ができ、信頼関係、安心感につながります。家族にとっては、介護の負担感や孤立感の軽減につながる面もあります。ある地域の活動者からは、「耳の聞こえにくい方や同じ話しを繰り返す方が気になる」「寒くなり暖房器具による火災が心配」などといった訪問を通じた気づきや課題が寄せられており、今後、そのような個別の状況や困りごとにどのように対応していくか、どのような仕組みが必要かを地域の活動者や協

## 社会福祉施設 しせつの損害補償

社会福祉施設の  
さまざまなリスクに対応

安全・健全な施設運営のために！

- プラン1 施設の業務中事故賠償補償**  
●法人業務を包括的に補償  
●賠償責任を負わない際の見舞補償も充実
- プラン2 滞在型施設利用者傷害事故補償**  
●施設の過失の有無は不問  
●熱中症（熱射病・日射病）も対象  
●他の保険とは関係なく支払い
- プラン3 通所型施設利用者傷害事故補償**  
●施設の過失の有無は不問  
●熱中症（熱射病・日射病）も対象  
●他の保険とは関係なく支払い
- プラン4 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償**  
●施設の過失の有無は不問
- プラン5 施設職員に対する3つの補償**  
●全職員対象の政府労災上乗せ補償  
●役員や実習生を対象とした傷害事故補償  
●常勤・非常勤職員を対象とした感染症罹患事故補償
- プラン6 施設の什器・備品損害補償**  
●施設の現金等も対象

### プラン7 個人情報漏えい対応補償

個人情報の漏えいによる法律上の責任を負った場合（恐れのある場合も含む）の損害賠償金額を補償します。

補償内容

### 第三者への損害賠償

法律上の損害賠償金  
弁護士費用等の争訟費用

### ブランド価値のき損を防止・縮減

謝罪金見・広告・文書費用 クレーム対応費用  
見舞品購入費用 コンサルティング費用

この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約（「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」）です。

詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

団体契約者

社会福祉法人  
**全国社会福祉協議会**

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受幹事保険会社〉株式会社 損害保険ジャパン

作成日 平成18年3月27日 SJ05-13674

ことが求められています。  
（文責：事務局）

# 日曜大工グループ『とんかち』

## 退職後は地域の中に溶け込んで活動

### 木工通じまちづくりや子どもの健全な育成に協力

工作活動を通じて福祉や環境問題、子どもの健全育成などに取り組むNPO法人「とんかち」の取材のため、京阪電車「八幡市駅」を下りて、車で約十五分のところにある福祉センターでの定例会におじゃましました。

『とんかち』ってどんな団体ですか？

今回、お話を聞かせていただいた『とんかち』は、日曜大工を通じて

- 1 「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」
- 2 「まちづくりの推進を図る活動」
- 3 「環境の保全を図る活動」
- 4 「地域安全活動」
- 5 「子どもの健全育成を図る活動」
- 6 「職業能力の開発又は雇用機会の拡大を支援する活動」
- 7 「前各項に掲げる活動を行なう団体に対する運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」

の七項目を柱に具体的には、

①お年寄りや身体の不自由な方々に対し、木材や竹材加工技術の開発と指導を通じて社会参加の促進、自立支援、職業能力の向上、生き甲斐づくり、健康づくりに寄与する。

②地域社会における子どもと大人のふれあい活動を企画・運営することにより、大人

と子どものコミュニケーションが醸成されたまちづくり等に寄与し、子どもの健全な育成につなげる。

③里山保全活動や公園設備等の管理手法に係る企画と行政への提案を通じて、自然環境の破壊を阻止し環境保全に寄与することや、良好な地域環境の維持に寄与する。というのを目的に掲げ、活動している団体です。

グループ立ち上げの動機は？

代表の山岡さんは、定年退職した男の人を地域の中に取り込んで活かさないかという思いをずっともっていました。そういう中で、山岡さんの奥さんが八幡市社協でボランティアをしていたことから、山岡さん自身も社協に出入りするようになり、市役所と社協が合同で開催した日曜大工の講習会に山岡さんも参加したことがきっかけでした。その後、その時に集った人たちに社協を通じて連絡をとり、平成九年四月に「と

んかち」が誕生しました。ボランティア活動は無償報酬が基本ですが、「我々は材料を使うので、有償で」と提案し、また当時は女性のボランティアグループが圧倒的に多い中、男性の有償ボランティアグループ



小学校の工作クラブでの活動



親子木工教室の様子



小学校の工作クラブで子どもたちに教えるメンバー

として、六、七人でスタートしました。その後、紆余曲折を経て平成十七年十月にNPO法人を取得しました。  
「定年退職をした男性は、長いサラリーマン生活の中で地域の人たちとのつながりも薄く、『ありがとう』とお礼を言ってもらったこともあまりないだろうから、こういう経験でたよりにされ、感謝されるといいことが生きがいとなります。仕事がなくなったあと、地域の中で役に立つ経験をしてもらいたい。そして、本人が元気になってほしい」と山岡さんは話されました。

### これからの展望・抱負は？

また、「男性を主体にした地域活動を府内に広げてほしい。他の地域でも是非立ち上げてほしいですね」と希望を話してくださいました。  
ちなみに、「とんかち」のネーミングについては、横文字を使ったものではなく、誰からも親しみやすい名前にしたかったからだそうです。

「団塊の世代を取り込むために行政を通じて求人募集をしていきたい。市の広報にも掲載してほしい。やはり、メンバーを集めることが大切です」と語る山岡さん。

「地域で期待されているという意識はメンバー皆が持っています。同時に、『とんかち』の名前を地域でもっと売っていくことがこれからも必要なんです」と話され、一人でも多くの人たちにグループのことをもっと知ってもらいたいという思いを強く感じました。

そして、定年後を出来るだけ元気に、それと同時に地域の方々から感謝されて生きていてほしいもの作りを通して、個人的なやり取りを持つことで世界が広がる。加えて、地域の中でいきいきとしてもらいたいということを今後の活動の抱負として上げられました。



竹藪の整備活動

また、NPO法人「とんかち」は、定款に掲げた組織の目的と、この目的を達成するための数々の事業を行うことにより、「お年寄りや身体の不自由な方々、団塊世代、さらに次代を担う子供たちにとって、健康で安心して住める優しい町づくりや環境の保全などの推進に寄与する団体として認められる存在になることを目指して活動していきます」と山岡さんは力強く語って下さいました。

最後に、会員の方の声を聞かせていただきました。

▽活動を通して友達が出来てくる▽おしゃべりができる▽小学生（孫ぐらい）の子どもた

ちと一緒に遊んでいる感覚▽第二の人生で世の中にも役に立っている▽完成後にお礼を言われると疲れもとれホッと自分の気持ちで完成を味わうことが出来る  
など活動をしていてよかったことを中心に会員の方にお話をさせていただきました。  
活動を始められたきっかけは、目標をもちたないといけない、紹介をされて始めたなどさまざまでしたが、皆さんが笑顔で話されており、楽しく活動されておられるのがこちらにも伝わってきました。

「とんかち」では、社会福祉、お年寄りへの支援、身体の不自由な方への支援、里山保全、木工教室、日曜大工に興味のある方、ボランティア活動に理解のある方、サラリーマンOBの方、「自分自身の生き甲斐づくりの場」として、「共に活動して頂ける方」をメンバーとして募集されておられます。興味のある方は左記までご連絡ください。

連絡先:NPO法人『とんかち』  
代表:山岡重之さん  
TEL075-981-1068



# 「障害者自立支援法」の障害児童への影響

知的障害児通園施設 むくの木学園 施設長 澁谷千鶴

「障害者自立支援法」は  
誰に向けたもの？

「障害者自立支援法」は、①三障害の統合、②日中活動と夜間生活、③就労促進を改革の柱に掲げ、応益負担としてその一割を利用者が負担をすることとして昨年の四月に施行されました。児童は本人契約にならないこと等、検討の余地があることから十月に実施されました。

しかし、この「法」は知的障害を持つ人々にそぐわないことが多く、特に障害の「程度区分」は実態に合わず、施設の運営に影響するので現在見直しがされています。児童はその影響を受けて、十分な検討がされないまま十月の実施となったのです。

「障害者自立支援法」の改革の柱となっていることを児童の立場でみると・・・  
①三障害の統合については身体障害・知的障害・精神障害を障害者として同じ法律で対応することになり、これまで支援のなかった精神障害の人に支援ができるようになったことは歓迎しなければなりません。

しかし、児童は「発達」の観点からすでにどの障害も受け入れています。特に京都は幼児が地域で支援を受けられるよう早くから、障害を持つどんな児童もケアをしています。

②日中活動と夜間生活については、児童は昼の活動として学校・通園施設・保育

園等に通っているもので、働く場としての活動はありません。昼間に家にいる人は病気で休まなければならぬ人です。また夜は遊びの要素を含みながら、入浴や洋服の着脱やその他生きるための学習をする時ですから、大人の夜の生活とは質を異にします。

③就労促進については、親の保護を受ける学齢期ですから対象外となります。このように「障害者自立支援法」は児童に対応する「法」とは思えないのです。

## 利用者負担の地域格差の大きさ

「障害者自立支援法」は、日本のどこにいても同じ支援が受けられる応益負担としていました。ところが十分な検討がされないままの実施であったために地方自治体によって対応が異なりました。入所施設については二十歳を過ぎた人は大人としての契約なのか、児童としての契約なのか、いずれにしても大人の日中活動は使えないので、人としての働く喜びは味わえないこととなります。それは「児童福祉法」と「障害者自立支援法」の調整が出来ていない為の矛盾です。十八歳以下の児童については虐待の措置がありますが、「法」整備が不十分であることから「全員が措置あるいは全員が契約」と自治体によって対応が異なっています。

幼児の通園施設は利用者負担が無料から五万前後になるところ（これまでより

平均して五〜六倍、多くは十二倍）と大きく自治体間格差が出ています。利用料が高く通園を控えるケースが出てきました。通園できないことは子どもの育ちに大きく影響し、将来困るのは親です。更に幼児は病気がち、まして障害児は難病を持っている子どもですから欠席が多くなり、日払いによる利用で収入が決まることから施設の運営に影響が出ています。通う所がなくなると子どもの発達は望めなくなります。

## 障害児は子育て支援の対象外？

少子高齢化を受け、「産めよ、育てよ」の時代になり子育ての支援対策がとられています。しかし、その子育て支援対策の管轄は児童家庭部局、障害者施策の管轄は障害福祉部局と縦割りになっていることが全国的には多くあります。障害児は障害福祉部局の管轄となり、子育て支援対策の恩恵を受けられず、「子ども」として認められていない状態が見受けられます。

## 今後に向けて

この法律は三年後に見直され、五年後に完全実施とされています。現状の矛盾を整備し、保育園も障害通園施設の子どもも、子どもとして公平に育てられていく法律にしていただきたいと願っています。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注) 本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。